宮城県後期高齢者医療広域連合条例第9号(平成19年3月28日)

職員の分限の手続及び効果に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は,地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第3項の規定に基づき,職員の意に反する降任,免職及び休職の手 続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(降任,免職及び休職の手続)

- 第2条 任命権者は,法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し,若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては,医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。
- 2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を 職員に交付して行わなければならない。
- 3 前項の場合において,職員に書面を交付することができないときは,その書面に 記載された事項を,宮城県後期高齢者医療広域連合の掲示場に掲示してその交付に 代えることができる。

(休職の効果)

- 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は,3年 を超えない範囲内において,任命権者が定める。
- 2 任命権者は,前項の休職の期間が3年に満たない場合には,その休職を発令した 日から引き続き3年を超えない範囲内において,これを延長することができる。
- 3 任命権者は,前2項に規定する休職の期間中であっても,その事由が消滅したと 認められるときは,速やかに復職を命じなければならない。
- 4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は,当該刑事 事件が裁判所に係属する間とする。

- 第4条 休職者は,職員としての身分を保有するが,職務に従事しない。
- 2 休職者は、休職の期間中、条例に別段の定めがない限り、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は,任命権者が定める。

附 則

この条例は,平成19年4月1日から施行する。